

平成 2 7 年第 5 回荒尾市議会（定例会）

議 案 資 料

平成26年度荒尾市会計別決算概括表

(単位:円)

| 会計別 | 歳入 | | | | | | 歳出 | | | | 歳入歳出差引額 実質収支額及び基金繰入額 (L) = (C-H) | |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|--------------|---------------------------|--------------------------------------|----------------|----------------|-------------------|---------------------------------|--|---|
| | 予算現額 (A) | 調定額 (B) | 収入済額 (C) | 不納欠損額 (D) | 収入未済額 (E) = (B-C-D) | 予算現額と 収入済額と の比較 (F) = (C-A) | 予算現額 (G) | 支出済額 (H) | 翌年度繰 越額 (I) | 不 用 額 (J) = (G-H-I) | | 予算現額と 支出済額と の比較 (K) = (G-H) |
| 一般会計 | 22,833,809,100 | 22,433,439,877 | 21,893,516,613 | 33,040,408 | 506,882,856 | △ 940,292,487 | 22,833,809,100 | 21,291,635,841 | 774,568,379 | 767,604,880 | 1,542,173,259 | 歳入歳出差引額 601,880,772 翌年度へ繰り越すべき財源 212,014,879 実質収支額 389,865,893 基金繰入額 0 |
| 国民健康保険 特別会計 | 8,741,834,000 | 8,801,353,124 | 8,312,088,242 | 34,174,712 | 455,090,170 | △ 429,745,758 | 8,741,834,000 | 8,486,859,749 | 0 | 254,974,251 | 254,974,251 | 歳入歳出差引額 △ 174,771,507 (翌年度繰上充用金により補填) |
| 介護保険特別会計 | 6,040,980,000 | 5,682,139,344 | 5,656,892,304 | 5,548,380 | 19,698,660 | △ 384,087,696 | 6,040,980,000 | 5,529,257,046 | 0 | 511,722,954 | 511,722,954 | 歳入歳出差引額 127,635,258 |
| 介護サービス 事業勘定 | 31,290,000 | 31,605,702 | 31,605,702 | 0 | 0 | 315,702 | 31,290,000 | 24,735,477 | 0 | 6,554,523 | 6,554,523 | 歳入歳出差引額 基金繰入額 6,870,225 6,866,000 |
| 後期高齢者医療 特別会計 | 731,797,000 | 724,254,417 | 721,331,317 | 2,600 | 2,920,500 | △ 10,465,683 | 731,797,000 | 709,389,992 | 0 | 22,407,008 | 22,407,008 | 歳入歳出差引額 11,941,325 |

議第56号資料

平成26年度荒尾市水道事業会計決算資料

1 収益的収入及び支出

収入

(単位:千円)

| 科目 | 年度 | 平成26年度 | | 平成25年度 | | 対前年度比 | |
|-----------|----|-----------|--------|---------|--------|---------|--------|
| | | 決算額 | 構成比(%) | 決算額 | 構成比(%) | 増減 | 伸率(%) |
| 1 営業収益 | | 742,489 | 73.4 | 720,605 | 90.4 | 21,884 | 3.0 |
| ①給水収益 | | 740,349 | 73.2 | 718,251 | 90.1 | 22,098 | 3.1 |
| ②その他の営業収益 | | 2,140 | 0.2 | 2,354 | 0.3 | △ 214 | △ 9.1 |
| 2 営業外収益 | | 268,435 | 26.6 | 76,841 | 9.6 | 191,594 | 249.3 |
| ①受取利息 | | 906 | 0.1 | 1,634 | 0.2 | △ 728 | △ 44.6 |
| ②他会計補助金 | | 57,075 | 5.6 | 59,007 | 7.4 | △ 1,932 | △ 3.3 |
| ③長期前受金戻入 | | 191,745 | 19.0 | 0 | 0.0 | 191,745 | 皆増 |
| ④雑収益 | | 18,709 | 1.9 | 16,200 | 2.0 | 2,509 | 15.5 |
| 計 | | 1,010,924 | 100.0 | 797,446 | 100.0 | 213,478 | 26.8 |

支出

(単位:千円)

| 科目 | 年度 | 平成26年度 | | 平成25年度 | | 対前年度比 | |
|---------|----|---------|--------|---------|--------|----------|---------|
| | | 決算額 | 構成比(%) | 決算額 | 構成比(%) | 増減 | 伸率(%) |
| 1 営業費用 | | 803,724 | 88.3 | 668,657 | 87.9 | 135,067 | 20.2 |
| ①職員給与費 | | 102,838 | 11.3 | 106,463 | 14.0 | △ 3,625 | △ 3.4 |
| 給料 | | 49,878 | 5.5 | 48,124 | 6.3 | 1,754 | 3.6 |
| 手当等 | | 37,295 | 4.1 | 42,579 | 5.6 | △ 5,284 | △ 12.4 |
| 法定福利費 | | 15,665 | 1.7 | 15,760 | 2.1 | △ 95 | △ 0.6 |
| ②経費 | | 343,229 | 37.7 | 326,247 | 42.9 | 16,982 | 5.2 |
| 動力費 | | 50,310 | 5.5 | 50,894 | 6.7 | △ 584 | △ 1.1 |
| 修繕費 | | 48,299 | 5.3 | 58,794 | 7.7 | △ 10,495 | △ 17.9 |
| 委託料 | | 182,224 | 20.0 | 153,011 | 20.1 | 29,213 | 19.1 |
| 受水費 | | 10,501 | 1.2 | 10,276 | 1.4 | 225 | 2.2 |
| その他 | | 51,895 | 5.7 | 53,272 | 7.0 | △ 1,377 | △ 2.6 |
| ③減価償却費 | | 355,639 | 39.1 | 234,250 | 30.8 | 121,389 | 51.8 |
| ④資産減耗費 | | 2,018 | 0.2 | 1,697 | 0.2 | 321 | 18.9 |
| 2 営業外費用 | | 87,819 | 9.6 | 91,714 | 12.0 | △ 3,895 | △ 4.2 |
| ①支払利息 | | 87,742 | 9.6 | 91,646 | 12.0 | △ 3,904 | △ 4.3 |
| ②雑支出 | | 77 | 0.0 | 68 | 0.0 | 9 | 13.2 |
| 3 特別損失 | | 19,215 | 2.1 | 432 | 0.1 | 18,783 | 4,347.9 |
| 計 | | 910,758 | 100.0 | 760,803 | 100.0 | 149,955 | 19.7 |

(単位:千円)

| | | | |
|----------------|----------------|--------------------|---------------------------|
| 収入総額 | 1,010,924 | 利益剰余金処分類(案) | |
| 支出総額 | <u>910,758</u> | 当年度未処分利益剰余金 | 391,460 |
| 収支差引 | 100,166 | 減債積立金 | △ 50,000 |
| 前年度繰越利益剰余金 | 72,240 | 建設改良積立金 | <u>△ 50,000</u> △ 100,000 |
| その他未処分利益剰余金変動額 | 219,054 | 翌年度繰越利益剰余金 | 291,460 |
| 当年度未処分利益剰余金 | 391,460 | | |

2 資本的収入及び支出

収入

(単位:千円)

| 科目 | 年度 | 平成26年度 | | 平成25年度 | | 対前年度比 | |
|------------|----|---------|--------|---------|--------|--------|-------|
| | | 決算額 | 構成比(%) | 決算額 | 構成比(%) | 増減 | 伸率(%) |
| 1 企業債 | | 52,000 | 16.5 | 14,600 | 5.9 | 37,400 | 256.2 |
| 2 工事負担金 | | 13,859 | 4.4 | 4,168 | 1.7 | 9,691 | 232.5 |
| 3 他会計負担金 | | 4,911 | 1.5 | 3,439 | 1.4 | 1,472 | 42.8 |
| 4 補助金 | | 144,934 | 45.9 | 123,693 | 50.3 | 21,241 | 17.2 |
| 5 長期貸付金返還金 | | 100,000 | 31.7 | 100,000 | 40.7 | 0 | 0.0 |
| 計 | | 315,704 | 100.0 | 245,900 | 100.0 | 69,804 | 28.4 |

支出

(単位:千円)

| 科目 | 年度 | 平成26年度 | | 平成25年度 | | 対前年度比 | |
|----------|----|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
| | | 決算額 | 構成比(%) | 決算額 | 構成比(%) | 増減 | 伸率(%) |
| 1 建設改良費 | | 296,074 | 58.9 | 209,196 | 50.8 | 86,878 | 41.5 |
| ①配水設備拡張費 | | 149,694 | 29.8 | 59,715 | 14.5 | 89,979 | 150.7 |
| ②配水設備改良費 | | 140,374 | 27.9 | 140,384 | 34.1 | △ 10 | 0.0 |
| ③営業設備費 | | 6,006 | 1.2 | 9,097 | 2.2 | △ 3,091 | △ 34.0 |
| 2 企業債償還金 | | 206,747 | 41.1 | 202,427 | 49.2 | 4,320 | 2.1 |
| 計 | | 502,821 | 100.0 | 411,623 | 100.0 | 91,198 | 22.2 |

収入総額 315,704千円 支出総額 502,821千円 収支差引 △187,117千円

資本的収入額が資本的支出額に不足する額187,117千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,154千円、過年度分損益勘定留保資金86,743千円並びに当年度分損益勘定留保資金91,220千円で補填した。

3 事業概要

(1) 主な建設改良工事

| 工事名 | 工事費(千円) | 着工年月日 | 竣工年月日 |
|---------------------------------|---------|-------------|-------------|
| 荒尾5027汚水枝線管渠布設(外2件)工事に伴う配水管布設工事 | 10,115 | 平成26年6月11日 | 平成26年11月28日 |
| 万田地区共同給水装置付替その1工事 | 10,012 | 平成26年6月27日 | 平成26年11月14日 |
| 万田地区共同給水装置付替その2工事 | 11,826 | 平成26年6月27日 | 平成26年11月14日 |
| 下井手地区共同給水装置付替その1工事 | 13,788 | 平成26年6月27日 | 平成26年12月12日 |
| 大島地区配水管布設工事 | 12,535 | 平成26年8月14日 | 平成26年10月31日 |
| 有明939汚水幹線管渠布設工事に伴う配水管布設その1工事 | 10,064 | 平成26年9月25日 | 平成27年2月27日 |
| 有明939汚水幹線管渠布設工事に伴う配水管布設その2工事 | 14,980 | 平成26年9月25日 | 平成27年2月27日 |
| 本井手地区共同給水装置付替その2工事 | 11,727 | 平成26年10月15日 | 平成27年3月13日 |
| 蔵満地区配水管布設工事 | 18,222 | 平成26年11月6日 | 平成27年2月27日 |
| 八幡台4丁目地区配水管布設工事 | 15,332 | 平成26年11月6日 | 平成27年3月27日 |

(2) 業務量等

| 事項・単位 | 年度 | 平成26年度 | 平成25年度 | 対前年度比 | |
|---------|------------------|-----------|-----------|---------|--------|
| | | | | 増減 | 伸率(%) |
| 行政区域内人口 | 人 | 54,455 | 54,889 | △ 434 | △ 0.8 |
| 年度末給水人口 | 人 | 52,008 | 48,302 | 3,706 | 7.7 |
| 普及率 | % | 95.5 | 88.0 | 7.5 | 8.5 |
| 年間配水量 | m ³ | 5,605,442 | 5,527,029 | 78,413 | 1.4 |
| 年間有収水量 | m ³ | 5,078,848 | 4,894,701 | 184,147 | 3.8 |
| 1日平均配水量 | m ³ | 15,357 | 15,143 | 214 | 1.4 |
| 1日最大配水量 | m ³ | 15,870 | 17,284 | △ 1,414 | △ 8.2 |
| 有収水量率 | % | 90.6 | 88.6 | 2.0 | 2.3 |
| 供給単価 | 円/m ³ | 145.77 | 146.74 | △ 0.97 | △ 0.7 |
| 給水原価 | 円/m ³ | 137.34 | 154.89 | △ 17.55 | △ 11.3 |
| 料金回収率 | % | 106.1 | 94.7 | 11.4 | 12.0 |

議第57号資料

平成26年度荒尾市下水道事業会計決算資料

1 収益的収入及び支出

収入

(単位:千円)

| 科目 | 年度 | 平成26年度 | | 平成25年度 | | 対前年度比 | |
|------------|----|-----------|--------|--------|--------|-------|-------|
| | | 決算額 | 構成比(%) | 決算額 | 構成比(%) | 増減 | 伸率(%) |
| 1 営業収益 | | 803,520 | 60.9 | — | — | — | — |
| ①下水道使用料 | | 714,118 | 54.1 | — | — | — | — |
| ②他会計負担金 | | 89,346 | 6.8 | — | — | — | — |
| ③その他営業収益 | | 56 | 0.0 | — | — | — | — |
| 2 営業外収益 | | 515,229 | 39.1 | — | — | — | — |
| ①受取利息及び配当金 | | 18 | 0.0 | — | — | — | — |
| ②他会計補助金 | | 249,148 | 18.9 | — | — | — | — |
| ③長期前受金戻入 | | 266,046 | 20.2 | — | — | — | — |
| ④雑収益 | | 17 | 0.0 | — | — | — | — |
| 計 | | 1,318,749 | 100.0 | — | — | — | — |

支出

(単位:千円)

| 科目 | 年度 | 平成26年度 | | 平成25年度 | | 対前年度比 | |
|---------|----|-----------|--------|--------|--------|-------|-------|
| | | 決算額 | 構成比(%) | 決算額 | 構成比(%) | 増減 | 伸率(%) |
| 1 営業費用 | | 953,406 | 80.1 | — | — | — | — |
| ①職員給与費 | | 56,170 | 4.7 | — | — | — | — |
| 給料 | | 27,967 | 2.3 | — | — | — | — |
| 手当等 | | 18,822 | 1.6 | — | — | — | — |
| 法定福利費 | | 9,381 | 0.8 | — | — | — | — |
| ②経費 | | 295,026 | 24.8 | — | — | — | — |
| 光熱水費 | | 16,294 | 1.4 | — | — | — | — |
| 修繕費 | | 14,098 | 1.2 | — | — | — | — |
| 委託料 | | 255,134 | 21.4 | — | — | — | — |
| その他 | | 9,500 | 0.8 | — | — | — | — |
| ③減価償却費 | | 602,210 | 50.6 | — | — | — | — |
| 2 営業外費用 | | 171,710 | 14.5 | — | — | — | — |
| ①支払利息 | | 167,341 | 14.1 | — | — | — | — |
| ②雑支出 | | 4,369 | 0.4 | — | — | — | — |
| 3 特別損失 | | 64,773 | 5.4 | — | — | — | — |
| 計 | | 1,189,889 | 100.0 | — | — | — | — |

(単位:千円)

| | | | |
|-------------|-----------|--------------------|--------------------|
| 収入総額 | 1,318,749 | 利益剰余金処分類(案) | |
| 支出総額 | 1,189,889 | 当年度未処分利益剰余金 | 128,860 |
| 収支差引 | 128,860 | 減債積立金 | △ 50,000 |
| 前年度繰越利益剰余金 | 0 | 建設改良積立金 | △ 78,860 △ 128,860 |
| 当年度未処分利益剰余金 | 128,860 | 翌年度繰越利益剰余金 | 0 |

2 資本的収入及び支出

収入

(単位:千円)

| 科目 | 年度 | 平成26年度 | | 平成25年度 | | 対前年度比 | |
|----------|----|---------|--------|--------|--------|-------|-------|
| | | 決算額 | 構成比(%) | 決算額 | 構成比(%) | 増減 | 伸率(%) |
| 1 企業債 | | 277,900 | 59.3 | — | — | — | — |
| 2 補助金 | | 169,799 | 36.3 | — | — | — | — |
| 3 受益者負担金 | | 20,713 | 4.4 | — | — | — | — |
| 計 | | 468,412 | 100.0 | — | — | — | — |

支出

(単位:千円)

| 科目 | 年度 | 平成26年度 | | 平成25年度 | | 対前年度比 | |
|---------|----|---------|--------|--------|--------|-------|-------|
| | | 決算額 | 構成比(%) | 決算額 | 構成比(%) | 増減 | 伸率(%) |
| 1 建設改良費 | | 354,451 | 39.0 | — | — | — | — |
| 2 借入償還金 | | 555,321 | 61.0 | — | — | — | — |
| 計 | | 909,772 | 100.0 | — | — | — | — |

収入総額 468,412千円

支出総額 909,772千円

収支差引 △441,360千円

資本的収入額が資本的支出額に不足する額441,360千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,757千円、当年度分損益勘定留保資金336,164千円並びに引継金88,442千円で補填し、なお不足する額4,997千円は一時借入金にて措置した。

3 事業概要

(1) 主な建設改良工事

| 工事名 | 工事費(千円) | 着工年月日 | 竣工年月日 |
|-----------------------|---------|------------|-------------|
| 荒尾5027汚水枝線管渠布設(外2件)工事 | 12,796 | 平成26年6月2日 | 平成26年11月25日 |
| 有明9586汚水枝線管渠布設工事 | 47,036 | 平成26年6月4日 | 平成26年10月28日 |
| 緑ヶ丘9711汚水枝線管渠布設工事 | 33,579 | 平成26年6月4日 | 平成26年12月15日 |
| 緑ヶ丘9713汚水枝線管渠布設工事 | 43,462 | 平成26年6月4日 | 平成26年12月3日 |
| 有明9266汚水枝線管渠布設外4件工事 | 13,528 | 平成26年7月23日 | 平成26年11月14日 |
| 有明9602汚水枝線管渠布設工事 | 29,671 | 平成26年9月4日 | 平成27年2月26日 |
| 有明939汚水幹線管渠布設工事 | 35,157 | 平成26年9月4日 | 平成27年2月27日 |
| 有明9600汚水枝線管渠布設工事 | 14,446 | 平成26年9月5日 | 平成27年2月27日 |
| 荒尾市浄水センター場内整備工事 | 10,570 | 平成26年11月6日 | 平成27年3月12日 |

(2) 業務量等

| 事項・単位 | 年度 | 平成26年度 | 平成25年度 | 対前年度比 | |
|---------|----------------|-----------|-----------|-----------|-------|
| | | | | 増減 | 伸率(%) |
| 処理区域内人口 | 人 | 38,505 | 38,097 | 408 | 1.1 |
| 水洗化人口 | 人 | 33,459 | 32,998 | 461 | 1.4 |
| 普及率 | % | 70.7 | 69.4 | 1.3 | 1.9 |
| 水洗化率 | % | 86.9 | 86.6 | 0.3 | 0.3 |
| 年間総処理水量 | m ³ | 4,300,772 | 4,384,526 | △ 83,754 | △ 1.9 |
| 年間有収水量 | m ³ | 4,048,421 | 4,325,279 | △ 276,858 | △ 6.4 |

平成26年度荒尾市病院事業会計決算資料

1 収益的収入及び支出

(単位：千円、%)

| 年度 科目 | 平成26年度 | | 平成25年度 | | 対前年度比較 | |
|----------------|-----------|-------|-----------|-------|-------------|--------|
| | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 | 増減額 | 伸率 |
| 1 医業収益 | 5,515,874 | 92.0 | 5,407,082 | 90.4 | 108,792 | 2.0 |
| (1) 入院収益 | 3,757,689 | 62.7 | 3,698,237 | 61.8 | 59,452 | 1.6 |
| (2) 外来収益 | 1,409,102 | 23.5 | 1,365,276 | 22.8 | 43,826 | 3.2 |
| (3) その他医業収益 | 349,083 | 5.8 | 343,569 | 5.8 | 5,514 | 1.6 |
| うち他会計負担金 | 204,654 | 3.4 | 214,290 | 3.6 | △ 9,636 | △ 4.5 |
| 2 医業外収益 | 282,376 | 4.7 | 373,990 | 6.3 | △ 91,614 | △ 24.5 |
| (1) 受取利息及び配当金 | 520 | 0.0 | 132 | 1.1 | 388 | 293.9 |
| (2) 他会計補助金 | 125,594 | 2.1 | 236,023 | 3.9 | △ 110,429 | △ 46.8 |
| (3) 国県補助金 | 11,355 | 0.2 | 19,300 | 0.3 | △ 7,945 | △ 41.2 |
| (4) 他会計負担金 | 106,368 | 1.8 | 85,419 | 1.4 | 20,949 | 24.5 |
| (5) その他医業外収益 | 38,539 | 0.6 | 33,116 | 0.6 | 5,423 | 16.4 |
| 3 特別利益 | 200,084 | 3.3 | 200,120 | 3.3 | △ 36 | 0.0 |
| 総収入 | 5,998,334 | 100.0 | 5,981,192 | 100.0 | 17,142 | 0.3 |
| 1 医業費用 | 5,332,139 | 76.9 | 5,361,810 | 97.4 | △ 29,671 | △ 0.6 |
| (1) 給与費 | 3,193,846 | 46.1 | 3,270,541 | 59.4 | △ 76,695 | △ 2.4 |
| 給料 | 1,293,476 | 18.6 | 1,188,636 | 21.6 | 104,840 | 8.8 |
| 手当 | 913,153 | 13.2 | 915,842 | 16.6 | △ 2,689 | △ 0.3 |
| 賃金・報酬 | 406,850 | 5.9 | 401,803 | 7.3 | 5,047 | 1.3 |
| その他 | 580,367 | 8.4 | 764,260 | 13.9 | △ 183,893 | △ 24.1 |
| (2) 材料費 | 1,137,180 | 16.4 | 1,094,203 | 19.9 | 42,977 | 3.9 |
| 薬品費 | 701,941 | 10.1 | 659,107 | 12.0 | 42,834 | 6.5 |
| 診療材料費 | 429,011 | 6.2 | 427,580 | 7.8 | 1,431 | 0.3 |
| 医療消耗備品費 | 6,228 | 0.1 | 7,516 | 0.1 | △ 1,288 | △ 17.1 |
| (3) 経費 | 691,760 | 10.0 | 691,995 | 12.5 | △ 235 | 0.0 |
| 光熱水費 | 79,105 | 1.1 | 79,807 | 1.4 | △ 702 | △ 0.9 |
| 燃料費 | 36,976 | 0.5 | 41,408 | 0.8 | △ 4,432 | △ 10.7 |
| 修繕費 | 30,901 | 0.5 | 37,915 | 0.7 | △ 7,014 | △ 18.5 |
| 賃借料 | 58,183 | 0.9 | 41,277 | 0.7 | 16,906 | 41.0 |
| 委託料 | 416,103 | 6.0 | 417,558 | 7.6 | △ 1,455 | △ 0.4 |
| その他 | 70,492 | 1.0 | 74,030 | 1.3 | △ 3,538 | △ 4.8 |
| (4) 減価償却費 | 293,819 | 4.2 | 274,700 | 5.0 | 19,119 | 7.0 |
| (5) 資産減耗費 | 1,616 | 0.0 | 15,918 | 0.3 | △ 14,302 | △ 89.9 |
| (6) 研究研修費 | 13,918 | 0.2 | 14,453 | 0.3 | △ 535 | △ 3.7 |
| 2 医業外費用 | 174,739 | 2.5 | 125,222 | 2.3 | 49,517 | 39.5 |
| (1) 企業債利息 | 14,477 | 0.2 | 20,786 | 0.3 | △ 6,309 | △ 30.4 |
| (2) 一時・長期借入金利息 | 3,325 | 0.1 | 4,774 | 0.1 | △ 1,449 | △ 30.4 |
| (3) 繰延勘定償却 | 740 | 0.0 | 1,764 | 0.1 | △ 1,024 | △ 58.1 |
| (4) 消費税(雑損失) | 154,047 | 2.2 | 97,298 | 1.7 | 56,749 | 58.3 |
| (5) 職員確保経費 | 2,150 | 0.0 | 600 | 0.1 | 1,550 | 258.3 |
| 3 特別損失 | 1,431,707 | 20.6 | 16,947 | 0.3 | 1,414,760 | 8348.1 |
| 総支出 | 6,938,585 | 100.0 | 5,503,979 | 100.0 | 1,434,606 | 26.1 |
| 差引 | △ 940,251 | | 477,213 | | △ 1,417,464 | |

| | | | | | |
|------------|-----------|--|-----------|--|-------------|
| 当年度純利益 | △ 940,251 | | 477,213 | | △ 1,417,464 |
| 累積欠損金 | 2,061,464 | | 2,550,313 | | △ 488,849 |
| 累積欠損金比率(%) | 37.4 | | 47.2 | | △ 9.8 |
| 不良債務額 | 632,364 | | 130,126 | | 502,238 |
| 不良債務比率(%) | 11.46 | | 2.41 | | 9.05 |

2 資本の収入及び支出

(単位：千円、%)

| 科目 | 平成26年度 | | 平成25年度 | | 対前年度比較 | |
|---------------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|--------|
| | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 | 増減額 | 伸率 |
| 資本的収入 | 249,457 | 100.0 | 287,629 | 100.0 | △ 38,172 | △ 13.3 |
| 1 企業債 | 147,400 | 59.1 | 175,600 | 61.0 | △ 28,200 | △ 16.1 |
| 2 固定資産売却代金 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | - |
| 3 補助金 | 36,336 | 14.6 | 18,102 | 6.3 | 18,234 | 100.7 |
| 4 他会計負担金 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | - |
| 5 他会計出資金 | 65,721 | 26.3 | 93,927 | 32.7 | △ 28,206 | △ 30.0 |
| 資本的支出 | 720,552 | 100.0 | 962,517 | 100.0 | △ 241,965 | △ 25.1 |
| 1 建設改良費 | 185,426 | 25.7 | 206,216 | 21.4 | △ 20,790 | △ 10.1 |
| 2 企業債償還金 | 518,386 | 71.9 | 735,087 | 76.4 | △ 216,701 | △ 29.5 |
| 3 医学生奨学資金貸付金 | 8,400 | 1.2 | 16,800 | 1.7 | △ 8,400 | △ 50.0 |
| 4 看護学生奨学資金貸付金 | 7,600 | 1.1 | 2,650 | 0.3 | 4,950 | 186.8 |
| 5 電話加入権 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | - |
| 6 投資 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | - |
| 7 開発費 | 740 | 0.1 | 1,764 | 0.2 | △ 1,024 | △ 58.1 |
| 8 予備費 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | - |
| 差 引 | △ 471,095 | | △ 674,888 | | 203,793 | |

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額471,095千円は、一時借入金にて措置した。

3 診療科別患者数調

(単位：人、%)

| 診療科 | 年度 | 平成26年度 | | 平成25年度 | | 対前年度比較 | |
|-----------|----|---------|-------|---------|-------|---------|--------|
| | | 患者数 | 構成比 | 患者数 | 構成比 | 増減数 | 伸率 |
| 内 科 | 外来 | 13,280 | 15.4 | 10,761 | 12.9 | 2,519 | 23.4 |
| | 入院 | 15,547 | 19.1 | 15,769 | 19.4 | △ 222 | △ 1.4 |
| 循環器内科 | 外来 | 7,463 | 8.7 | 8,141 | 9.7 | △ 678 | △ 8.3 |
| | 入院 | 7,491 | 9.2 | 9,175 | 11.3 | △ 1,684 | △ 18.4 |
| 代謝内科 | 外来 | 6,154 | 7.2 | 5,899 | 7.0 | 255 | 4.3 |
| | 入院 | 2,213 | 2.7 | 2,416 | 3.0 | △ 203 | △ 8.4 |
| 外 科 | 外来 | 11,571 | 13.4 | 11,402 | 13.6 | 169 | 1.5 |
| | 入院 | 19,066 | 23.4 | 18,572 | 22.9 | 494 | 2.7 |
| 整形外科 | 外来 | 7,158 | 8.3 | 7,273 | 8.7 | △ 115 | △ 1.6 |
| | 入院 | 12,913 | 15.8 | 9,774 | 12.0 | 3,139 | 32.1 |
| 形成外科 | 外来 | 1,738 | 2.0 | 1,845 | 2.2 | △ 107 | △ 5.8 |
| | 入院 | 1,788 | 2.2 | 2,170 | 2.7 | △ 382 | △ 17.6 |
| 産婦人科 | 外来 | 3,041 | 3.5 | 3,131 | 3.7 | △ 90 | △ 2.9 |
| | 入院 | 2,507 | 3.1 | 2,610 | 3.2 | △ 103 | △ 4.0 |
| 小 児 科 | 外来 | 1,018 | 1.2 | 1,036 | 1.2 | △ 18 | △ 1.7 |
| | 入院 | 144 | 0.2 | 176 | 0.2 | △ 32 | △ 18.2 |
| 脳神経外科 | 外来 | 4,675 | 5.4 | 4,554 | 5.4 | 121 | 2.7 |
| | 入院 | 14,943 | 18.4 | 14,468 | 17.8 | 475 | 3.3 |
| 眼 科 | 外来 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | - |
| | 入院 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | - |
| 泌尿器科 | 外来 | 5,684 | 6.6 | 5,756 | 6.8 | △ 72 | △ 1.3 |
| | 入院 | 764 | 0.9 | 1,872 | 2.3 | △ 1,108 | △ 59.2 |
| 放射線治療科 | 外来 | 2,354 | 2.7 | 2,147 | 2.5 | 207 | 9.6 |
| | 入院 | 150 | 0.2 | 55 | 0.1 | 95 | 172.7 |
| 画像診断・治療科 | 外来 | 830 | 1.0 | 723 | 0.9 | 107 | 14.8 |
| | 入院 | 41 | 0.1 | 33 | 0.1 | 8 | 24.2 |
| 消化器病センター | 外来 | 4,821 | 5.6 | 4,805 | 5.7 | 16 | 0.3 |
| | 入院 | 1 | 0.0 | 32 | 0.0 | △ 31 | △ 96.9 |
| 麻 酔 科 | 外来 | 980 | 1.2 | 831 | 1.0 | 149 | 17.9 |
| | 入院 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | - |
| 緩和ケア内科 | 外来 | 28 | 0.0 | 29 | 0.1 | △ 1 | △ 3.5 |
| | 入院 | 22 | 0.0 | 92 | 0.1 | △ 70 | △ 76.1 |
| 救 急 科 | 外来 | 7,745 | 9.0 | 8,269 | 9.8 | △ 524 | △ 6.3 |
| | 入院 | 3,826 | 4.7 | 3,955 | 4.9 | △ 129 | △ 3.3 |
| 皮膚科 | 外来 | 778 | 0.9 | 848 | 1.0 | △ 70 | △ 8.3 |
| 腎センター(透析) | 外来 | 6,814 | 7.9 | 6,582 | 7.8 | 232 | 3.5 |
| 外来患者合計 | | 86,132 | 100.0 | 84,032 | 100.0 | 2,100 | 2.5 |
| 入院患者合計 | | 81,416 | 100.0 | 81,169 | 100.0 | 247 | 0.3 |
| 患者数合計 | | 167,548 | | 165,201 | | 2,347 | 1.4 |

荒尾市個人情報保護条例の一部を改正する条例の概要

1 「趣旨」

荒尾市個人情報保護条例（平成15年条例第24号。以下「条例」という。）は、荒尾市における個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定めたもので、個人の権利利益の保護を図るとともに、市政の適正かつ円滑な運営に資することを目的としています。

平成25年5月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）が制定され、今後、マイナンバー制度が導入されます。

これに伴い、荒尾市における個人番号を含んだ個人情報（以下「特定個人情報」という。）の取扱いに関して必要な事項を規定するため、条例の改正を行うものです。

2 「条例改正の必要性」

番号利用法では、国の行政機関における個人情報の取扱いを定めた行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の読替えを行い、特定個人情報の取扱いについて、目的外利用の厳格化や本人による確認機能の強化など、通常の個人情報の取扱いとの区別を図っています。

荒尾市においても、特定個人情報について、国に準じた保護措置を講じます。

3 「条例改正の概要」

(1) 定義規定の追加（第2条）

ア 「特定個人情報」・・・ 個人番号をその内容に含む個人情報

イ 「情報提供等記録」・・・ 情報提供ネットワークシステムを介して行われた特定個人情報に係る情報連携の記録で、システムに自動保存される情報

※ 情報提供等記録は、個人番号をその内容に含む個人情報なので、特定個人情報に含まれます。

(2) 再委託に係る規定の追加（第10条）

番号利用法の趣旨を踏まえ、再委託を受けた者を条例の適用対象とし、個人情報の適切な管理を義務付けるとともに、不適切な取扱いをした場合に罰則を適用します。また、再委託に際しては、必ず実施機関（市長、教育委員会等の市の機関等）の許諾を得る必要がある旨を明記します。

(3) 個人番号利用事務等における委託に関する規定の適用除外（第11条の2）

個人番号を利用し処理する事務（個人番号利用事務）と個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務（個人番号関係事務）を委託した場合は、番号利用法による委託の規制を受けることから、条例の委託に関する規定は、適用除外とします。

(4) 特定個人情報の目的外利用及び提供の制限（第12条、第12条の2）

ア 特定個人情報の目的外利用は、通常の個人情報よりも更に厳しく制限し、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は同意を得ることが困難である」場合にのみ認めることとします。

- イ 特定個人情報のうち情報提供等記録については、目的外利用を禁止します。
- ウ 番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供を禁止します。

(5) 任意代理人による開示請求等の規定の追加（第17条、第29条、第36条）

特定個人情報については、本人及び法定代理人に加え、本人の委任による代理人（任意代理人）に対しても開示請求、訂正請求及び利用停止請求を行うことを認めます。ただし、特定個人情報のうち情報提供等記録については、利用停止請求の対象外とします。

《参考》

「開示請求」・・・ 行政文書に記録されている自己に関する個人情報（以下「本人の個人情報」という。）の開示を求めることをいいます。

「訂正請求」・・・ 本人の個人情報について事実と誤りがあると認めるときに、その訂正（追加又は削除を含む。）を求めることをいいます。

「利用停止請求」・・・ 本人の個人情報が適法に取り扱われていないと認めるときに、その利用の停止、消去又は外部提供の停止を求めることをいいます。

(6) 他の条例等による開示の実施との調整規定の適用除外（第27条）

現行の規定では、他の条例等により開示の手続が定められている場合には、開示請求があっても開示を行わない調整規定を設けていますが、番号利用法に基づくマイナポータル（※）の利用等が予定されていることから、特定個人情報の開示請求と他の制度との併用ができるよう、現行の調整規定の対象外とします。

※ マイナポータルとは、個人が簡単に特定個人情報や各種行政関連情報を閲覧することのできるウェブサイトです。

(7) 特定個人情報に係る利用停止請求要件の拡大等（第36条）

特定個人情報については、現行の規定に加え、番号利用法の規定に違反して利用され、収集され、保管され、記録され、又は提供されている場合に利用停止請求ができることとします。なお、特定個人情報のうち情報提供等記録については、システム上に自動保存されるものであり、不適法な収集や利用制限及び提供制限の規定に違反することが想定されないため、利用停止請求の対象外とします。

(8) 情報提供等記録の訂正時の通知（第35条）

番号利用法の規定により、国の行政機関等においては、情報提供等記録は、情報照会者、情報提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣において記録及び保管されるものであるため、情報提供等記録を訂正した場合には、必要があると認めるときは、これらの主体に通知することとしていることから、条例においても同様に規定します。

4 「施行期日」

平成27年10月5日施行。ただし、情報提供等記録に係る部分に関しては、番号利用法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年1月予定）とします。

荒尾市個人情報保護条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条 (平成27年10月5日施行)

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。ただし、法人その他の団体に属する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。</p> <p>(3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（荒尾市情報公開条例（平成13年条例第17号）第2条第2号に規定する行政文書をいう。）に記録されているものに限る。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> | <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p> <p>(3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（荒尾市情報公開条例（平成13年条例第17号）第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>特定個人情報</u> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をその内容に含む個人情報をいう。</p> <p>(6) <u>保有特定個人情報</u> <u>実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報</u>であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>(安全確保の措置)</p> <p>第10条 実施機関は、保有個人情報漏えい、滅失又は<u>毀損</u>の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならぬ。</p> <p>2 前項の規定は、実施機関から個人情報取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合又は荒尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第2号）第7条の規定により協定を締結した指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合（以下「受託業務等」という。）について準用する。</p> | <p>(安全確保の措置)</p> <p>第10条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又は<u>毀損</u>の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならぬ。</p> <p>2 前項の規定は、実施機関から個人情報取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合又は荒尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第2号）第7条の規定により協定を締結した指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合（当該委託又は協定に係る業務の全部又は一部の再委託を受けた場合を含む。以下「受託業務等」という。）について準用する。</p> <p>3 前項の再委託に際しては、あらかじめ実施機関の許諾を得なければならぬ。</p> |
| | <p>(個人情報利用事務等の適用除外)</p> <p>第11条の2 個人情報利用事務（番号利用法第2条第10項に規定する個人情報利用事務をいう。）又は個人情報番号関係事務（同条第11項に規定する個人情報番号関係事務をいう。）に係る受託業務等については、前2条の規定は、適用しない。</p> |
| <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> | <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> |
| | <p>(保有特定個人情報の利用の制限)</p> <p>第12条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| | <p>情報を自ら利用してはならない。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用することができ、ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある</p> |
| <p>(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)</p> <p>第13条 実施機関は、前条第2項第3号又は第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する者において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</p> | <p>(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)</p> <p>第13条 実施機関は、第12条第2項第3号又は第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する者において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</p> |
| <p>(開示請求権)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p> | <p>(開示請求権)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。ただし、本人の委任による代理人がすることができる開示請求は、保有特定個人情報に係るものに限る。</p> |
| <p>(開示請求の手続)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> | <p>(開示請求の手続)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人又は本人の委任による代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> |
| 3 略 | 3 略 |

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第19条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 開示請求者（第17条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合）及び第4号並びに次条第2項においては、当該本人をいう。次号及び第4号並びに次条第2項においては、当該本人をいう。生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することのできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(4)～(7) 略</p> | <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第19条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 開示請求者（第17条第2項の規定により未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人が本人に代わって開示請求をする場合）及び第4号並びに次条第2項においては、当該本人をいう。次号及び第4号並びに次条第2項においては、当該本人をいう。生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することのできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(4)～(7) 略</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>(他の条例等による開示の実施との調整)</p> <p>第27条 実施機関は、法令、他の条例、規則、規程等（以下「他の条例等」という。）の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報（前条第3項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、<u>条例等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りではない。</u></p> <p>2 条例等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第3項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(訂正請求権)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 略</p> | <p>(他の条例等による開示の実施との調整)</p> <p>第27条 実施機関は、法令、他の条例、規則、規程等（以下「他の条例等」という。）の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が前条第3項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、<u>他の条例等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りではない。</u></p> <p>2 他の条例等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第3項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(訂正請求権)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。ただし、<u>本人の委任による代理人がすることができる訂正請求は、保有特定個人情報に係るものに限る。</u></p> <p>3 略</p> |
| <p>(訂正請求の手続)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 前項の場合において、訂正請求をする者は、規則で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> | <p>(訂正請求の手続)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 前項の場合において、訂正請求をする者は、規則で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人又は本人の委任による代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> |
| <p>(利用停止請求権)</p> <p>第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次の各号のいずれ</p> | <p>(利用停止請求権)</p> <p>第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次の各号のいずれ</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>かに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 略</p> | <p>かに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条第2項の規定に違反して保有されているとき、第12条第1項及び第2項若しくは第12条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、<u>番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルという。）に記録されているとき</u> 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第12条第1項及び第2項又は番号利用法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。<u>ただし、本人の委任による代理人がすることができる利用停止請求は、保有特定の個人情報に係るものに限る。</u></p> <p>3 略</p> |
| <p>(利用停止請求の手続)</p> <p>第37条 略</p> <p>2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> | <p>(利用停止請求の手続)</p> <p>第37条 略</p> <p>2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人又は本人の委任による代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> |

| 現 | 行 | 改 | 正 | 後 |
|-----|---|---|---|-----|
| 3 略 | | | | 3 略 |

第2条 (番号利用法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日施行)

| 現 | 行 | 改 | 正 | 後 |
|--|---|---|---|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(保有特定個人情報の利用の制限)</p> <p>第12条の2 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは、この限りでない。</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第35条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 情報提供等記録 保有特定個人情報のうち、番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものをいう。</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(保有特定個人情報の利用の制限)</p> <p>第12条の2 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは、この限りでない。</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第35条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> | | | |

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>(利用停止請求権) 第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^{が次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。}</p> <p>(1)・(2) 略 2・3 略</p> | <p>(利用停止請求権) 第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報^{を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。}</p> <p>(1)・(2) 略 2・3 略</p> |

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

荒尾市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>(設置) 第2条 略</p> | <p>(設置) 第2条 略 2 前項に定めるもののほか、審査会は、次に掲げる事項について、<u>実施機関の諮問</u>に応じて調査審議する。 <u>(1) 個人情報保護条例の規定により審査会の権限に属するとされた事項</u> <u>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第26条第1項に規定する特定個人情報評価に関する事項</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、情報公開及び個人情報の保護に関する重要な事項</u></p> |
| <p>(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 <u>(1) 略</u> <u>(2) 略</u> <u>(3) 略</u></p> | <p>(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 <u>(1) 実施機関 情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関</u> <u>(2) 略</u> <u>(3) 略</u> <u>(4) 略</u></p> |
| <p>(諮問実施機関への意見) 第14条 審査会は、第2条に規定する調査審議を通じて必要があると認めるときは、<u>情報公開及び個人情報の保護に関する事項</u>について、<u>諮問実施機関</u>に意見を述べることができる。</p> | <p>(<u>実施機関への意見</u>) 第14条 審査会は、第2条に規定する調査審議を通じて必要があると認めるときは、<u>情報公開及び個人情報の保護に関する事項</u>について、<u>実施機関</u>に意見を述べることができる。</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市議会の議員その他非常勤の職員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び荒尾市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条 荒尾市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正

| 現 行 | | 改 正 後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|--------|---|---|---|--------|--|---|------|--------|---|---|---|---|--------------------|--------------------|------|---|--------|---|---|---|--------|--|---|------|--------|---|---|---|---|--------------------|--------------------|------|
| <p>附 則 (他の法令による給付との調整) 第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとと同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとす。</p> | <p>附 則 (他の法令による給付との調整) 第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとと同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとす。</p> | <table border="1"> <thead> <tr> <th>傷病補償年金</th> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>傷病補償年金</td> <td>障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定による障害共済年金(以下単に「障害共済年金」という。)又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)</td> <td>障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。)</td> <td>0.88</td> </tr> <tr> <td>障害補償年金</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>金</td> <td>障害基礎年金(当該補償の事由となった</td> <td>障害基礎年金(当該補償の事由となった</td> <td>0.88</td> </tr> </tbody> </table> | 傷病補償年金 | 略 | 略 | 略 | 傷病補償年金 | 障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定による障害共済年金(以下単に「障害共済年金」という。)又は障害厚生年金が支給される場合を除く。) | 障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。) | 0.88 | 障害補償年金 | 略 | 略 | 略 | 金 | 障害基礎年金(当該補償の事由となった | 障害基礎年金(当該補償の事由となった | 0.88 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>傷病補償年金</th> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>傷病補償年金</td> <td>障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定による障害共済年金(以下単に「障害共済年金」という。)又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)</td> <td>障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。)</td> <td>0.88</td> </tr> <tr> <td>障害補償年金</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>金</td> <td>障害基礎年金(当該補償の事由となった</td> <td>障害基礎年金(当該補償の事由となった</td> <td>0.88</td> </tr> </tbody> </table> | 傷病補償年金 | 略 | 略 | 略 | 傷病補償年金 | 障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定による障害共済年金(以下単に「障害共済年金」という。)又は障害厚生年金が支給される場合を除く。) | 障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。) | 0.88 | 障害補償年金 | 略 | 略 | 略 | 金 | 障害基礎年金(当該補償の事由となった | 障害基礎年金(当該補償の事由となった | 0.88 |
| 傷病補償年金 | 略 | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 傷病補償年金 | 障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定による障害共済年金(以下単に「障害共済年金」という。)又は障害厚生年金が支給される場合を除く。) | 障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。) | 0.88 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 障害補償年金 | 略 | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金 | 障害基礎年金(当該補償の事由となった | 障害基礎年金(当該補償の事由となった | 0.88 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 傷病補償年金 | 略 | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 傷病補償年金 | 障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定による障害共済年金(以下単に「障害共済年金」という。)又は障害厚生年金が支給される場合を除く。) | 障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。) | 0.88 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 障害補償年金 | 略 | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金 | 障害基礎年金(当該補償の事由となった | 障害基礎年金(当該補償の事由となった | 0.88 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 現 行 | | 改 正 後 | |
|--|--|-------|------|
| 障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。） | 障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。） | | |
| 遺族補償年金 | 遺族補償年金 | 略 | 略 |
| 遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は寡婦年金 | 遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金 | 略 | 0.88 |
| 2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。 | 2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。 | 略 | 略 |
| 略 | 略 | 略 | 略 |
| 障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。） | 障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。） | 略 | 0.88 |

第2条 荒尾市職員退職手当支給条例の一部改正

| 現 行 | | 改 正 後 | |
|---|---|-------|--|
| (自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額) | (自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額) | | |
| 第3条 略 | 第3条 略 | | |
| 2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及 | 2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。この項、次条第2項並びに第5条第1項第 | | |

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>び第2項において同じ。)又は死亡によらず、かつ、第7条第11項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者(第11条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という。)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> | <p>4号及び第2項において同じ。)又は死亡によらず、かつ、第7条の4第11項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者(第11条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という。)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 (経過措置)
 - 第1条の規定による改正後の荒尾市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定の適用については、当分の間、同条第1項の表傷病補償年金の項中「障害については「障害厚生年金」とあるのは「障害について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)附則第4条第3号に規定する改正前国共済法若しくは同条第6号に規定する改正前地共済法の規定による障害共済年金(以下単に「障害共済年金」という。)又は障害厚生年金」と、同表障害補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」と、同表遺族補償年金の項中「死亡について遺族厚生年金」とあるのは「死亡について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第4条第3号に規定する改正前国共済法若しくは同条第6号に規定する改正前地共済法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金」と、同条第2項の表中「障害について障害厚生年金」

とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」とする。

3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 41 条第 1 項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者又は同法附則第 65 条第 1 項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係る第 1 条の規定による改正後の荒尾市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項の表傷病補償年金の項中「規定による障害厚生年金」とあるのは「規定による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 41 条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第 65 条第 1 項の規定による障害共済年金」と、同表遺族補償年金の項中「規定による遺族厚生年金」とあるのは「規定による遺族厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第 41 条第 1 項の規定による遺族共済年金若しくは同法附則第 65 条第 1 項の規定による遺族共済年金」とする。

荒尾市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条 (平成27年10月5日施行)

| 現 行 | | 改 正 後 | |
|------------|--------------------------|--------------------------|--------------------|
| 別表 (第2条関係) | | | |
| 区分 | 手数料の名称 | 手数料の名称 | 手数料の額 |
| 略 | | | |
| 住民基本台帳 | 略 住民基本台帳カード交付手数料 料 | 略 住民基本台帳カード交付手数料 料 | 略 1枚につき 500円 |
| | 略 | 個人番号の通知カードの再交付手数料 | 略 1枚につき 500円 |
| 略 | | 略 | 略 |

第2条 (平成28年1月1日施行)

| 現 行 | | 改 正 後 | |
|------------|--------------------------|-------------------|--------------------|
| 別表 (第2条関係) | | | |
| 区分 | 手数料の名称 | 手数料の名称 | 手数料の額 |
| 略 | | | |
| 住民基本台帳 | 略 住民基本台帳カード交付手数料 料 | 略 削る。 | 略 略 |
| | 略 | 個人番号の通知カードの再交付手数料 | 略 1枚につき 500円 |
| | 略 | 個人番号カードの再交付手数料 | 略 1枚につき 800円 |
| 略 | | 略 | 略 |

| 現 行 | | 改 正 後 | |
|-----|--|-------|--|
| 略 | | | |
| 略 | | | |

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定 新旧対照表

| 現 | | 改 | | 正 | | 後 | |
|--|---|--|--|---|--|--|------|
| <p>別表第1 (第3条関係) 生活機能の強化に係る政策分野</p> <p>1 略</p> <p>2 教育・文化</p> | | | | | | | |
| 取組事項 | | 取組内容 | | 取組事項 | | 取組内容 | |
| 圏域内の図書館の相互利用 | 圏域内の図書館における相互利用を図り、圏域住民の教養の向上及び文化の発展に取り組む。また、図書館資料の共有化を図り、圏域住民が利用しやすい図書館サービスの推進を図る。 | 乙及び関係機関と連携して、圏域内の図書館における共有化に努め、甲の住民をはじめ、圏域住民に対する図書館サービスの充実を図る。 | 甲及び関係機関と連携して、圏域内の図書館における共有化に努め、甲の住民をはじめ、圏域住民に対する図書館サービスの充実を図る。 | 圏域内の図書館における相互利用を図り、圏域住民の教養の向上及び文化の発展に取り組む。また、図書館資料の共有化を図り、圏域住民が利用しやすい図書館サービスの推進を図る。 | 乙及び関係機関と連携して、圏域内の図書館における共有化に努め、甲の住民をはじめ、圏域住民に対する図書館サービスの充実を図る。 | 甲及び関係機関と連携して、圏域内の図書館における共有化に努め、甲の住民をはじめ、圏域住民に対する図書館サービスの充実を図る。 | 乙の役割 |
| 圏域内の文化振興 | 圏域内における文化事業に係る情報の共有化及び情報発信機能の向上を図る。また、共同文化事業の検討など圏域における更なる文化の向上及び住民福祉の増進を図る。 | 圏域内における文化事業に係る情報の共有化及び情報発信機能の向上を図る。また、共同文化事業の検討など圏域における更なる文化の向上及び住民福祉の増進を図る。 | 圏域内における文化事業に係る情報の共有化及び情報発信機能の向上を図る。また、共同文化事業の検討など圏域における更なる文化の向上及び住民福祉の増進を図る。 | 圏域内における文化事業に係る情報の共有化及び情報発信機能の向上を図る。また、共同文化事業の検討など圏域における更なる文化の向上及び住民福祉の増進を図る。 | 圏域内における文化事業に係る情報の共有化及び情報発信機能の向上を図る。また、共同文化事業の検討など圏域における更なる文化の向上及び住民福祉の増進を図る。 | 圏域内における文化事業に係る情報の共有化及び情報発信機能の向上を図る。また、共同文化事業の検討など圏域における更なる文化の向上及び住民福祉の増進を図る。 | 乙の役割 |

| 現 | | 行 | | 改 | | 正 | | 後 | |
|--------------|--|---|---|--|--|--|--|--|--|
| 近代産業群の保存及び活用 | 三池炭鉱に関する計画等に基つき、近代化産業遺産群の適切な措置を講じる。また、近代化産業遺産群の保存及び活用や、郷土の歴史に関する住民の理解を深めるため、周知・啓発活動を行うとともに、「九州・山口の近代化産業遺産群」の登録に向けた取組を推進する。 | 乙及び関係機関と連携して、近代化産業遺産群の周辺整備、訪問者の受入体制の構築、セミナーの開催や情報発信などを行う。また、甲及び乙が参画する「九州・山口の近代化産業遺産群」世界遺産登録推進協議会によるユネスコ世界遺産登録に向けた取組を推進する。 | 甲及び関係機関と連携して、近代化産業遺産群の周辺整備、訪問者の受入体制の構築、セミナーの開催や情報発信などを行う。また、甲及び乙が参画する「九州・山口の近代化産業遺産群」世界遺産登録推進協議会によるユネスコ世界遺産登録に向けた取組を推進する。 | 三池炭鉱に関する計画等に基つき、近代化産業遺産群の適切な措置を講じる。また、圏域住民及び来訪者に対して、世界文化遺産である「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が有する価値及び意義についての理解の増進を図るとともに、施設間の連携を図る。 | 三池炭鉱に関する計画等に基つき、近代化産業遺産群の適切な措置を講じる。また、圏域住民及び来訪者に対して、世界文化遺産である「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が有する価値及び意義についての理解の増進を図るとともに、施設間の連携を図る。 | 乙及び関係機関と連携して、近代化産業遺産群の周辺整備、訪問者の受入体制の構築、セミナーの開催や情報発信などを行う。また、甲の住民及び来訪者に対して、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」を構成する資産の一体的な説明、案内及び誘導を行う。 | 乙及び関係機関と連携して、近代化産業遺産群の周辺整備、訪問者の受入体制の構築、セミナーの開催や情報発信などを行う。また、甲の住民及び来訪者に対して、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」を構成する資産の一体的な説明、案内及び誘導を行う。 | 甲及び関係機関と連携して、近代化産業遺産群の周辺整備、訪問者の受入体制の構築、セミナーの開催や情報発信などを行う。また、乙の住民及び来訪者に対して、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」を構成する資産の一体的な説明、案内及び誘導を行う。 | 甲及び関係機関と連携して、近代化産業遺産群の周辺整備、訪問者の受入体制の構築、セミナーの開催や情報発信などを行う。また、乙の住民及び来訪者に対して、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」を構成する資産の一体的な説明、案内及び誘導を行う。 |

3・4 略

別表第2 (第3条関係)

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

| 取組事項 | 取組内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|-----------------|--|---|---|
| 地域公共交通の維持及び整備促進 | 圏域内の通勤や通学、通院等の利便性の向上を図るため、圏域内を結ぶ鉄道等公共交通ネットワークの強化を図る。 | 乙及び関係機関等と連携して、公共交通の結節点となる鉄道駅への交通アクセスの充実及び利便性の確保を図るため、バス事業者等への運行 | 甲及び関係機関等と連携して、主要な鉄道駅への交通アクセスの充実及び利便性の確保を図るため、バス事業者等への運行 |

3・4 略

別表第2 (第3条関係)

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

| 取組事項 | 取組内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|-----------------|--|---|--|
| 地域公共交通の維持及び利便促進 | 圏域内の通勤や通学、通院等の利便性の向上を図るため、圏域内を結ぶ鉄道等公共交通ネットワークの強化を図る。 | 乙及び関係機関等と連携して、公共交通の結節点となる鉄道駅への交通アクセスの充実及び利便性の確保を図る。 | 甲及び関係機関等と連携して、主要な鉄道駅への交通アクセスの充実及び利便性の確保を図るため、バス事業者 |

改 正 後

現 行

| | | | |
|----------------------|--|--|---|
| 3 圏域内外の住民との交流及び移住の促進 | | | |
| 取組事項 | 取組内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
| 地域資源をいかした圏域内外の交流 | 魅力ある圏域づくりのため、地域資源をいかした圏域内外との交流の促進を図る。 | 甲の圏域内に存在する近代化産業遺産をはじめとする地域資源の向上及び活用を図る。また、圏域内外の住民に対して、地域等を通じて娯楽及び体験の機会を提供するとともに、取組の調整を図る。 | 乙の圏域内に存在する近代化産業遺産をはじめとする地域資源の向上及び活用を図る。また、圏域内外の住民に対して、地域等を通じて娯楽及び体験の機会を提供するとともに、取組の調整を図る。 |
| 戦略的な広域観光の振興 | 圏域内に存在する様々な地域観光資源の積極的な情報発信を行うとともに、鉄道、道路等を活用した交流の増加を促進する。 | 乙及び関係機関と連携して、圏域内に存在する様々な観光資源を積極的に活用した観光ルートの設定を行い、広域マップの作成及び情報の発信を行う。また、圏域内への集客の増加及び周遊を行うための取組の調整を図る。 | 甲と連携し、圏域内に存在する様々な地域観光資源を積極的に活用した観光ルートの設定を行い、広域マップの作成及び情報の発信を行うとともに、圏域内への集客の増加及び周遊の取組の調整を図る。 |

| | | | |
|----------------------|--|--|---|
| 3 圏域内外の住民との交流及び移住の促進 | | | |
| 取組事項 | 取組内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
| 地域資源をいかした圏域内外の交流 | 魅力ある圏域づくりのため、地域資源をいかした圏域内外との交流の促進を図る。 | 地域資源である近代化産業遺産等の活用を行い、にぎわいの創出及び圏域内外の住民との交流拠点づくりを進める。また、地域等を通じて娯楽及び体験の機会を提供するとともに、取組の調整を図る。 | 乙の圏域内に存在する地域資源の向上を図り、圏域内外の住民に対して、地域等を通じて娯楽及び体験の機会を提供する。 |
| 戦略的な広域観光の振興 | 圏域内に存在する様々な地域観光資源の積極的な情報発信を行うとともに、鉄道、道路等を活用した交流の増加を促進する。 | 乙及び関係機関と連携して、圏域内に存在する様々な観光資源を積極的に活用した観光ルートの設定を行い、広域マップの作成及び情報の発信を行う。 | 甲と連携し、圏域内に存在する様々な地域観光資源を積極的に活用した観光ルートの設定を行い、広域マップの作成及び情報の発信を行う。 |

改 正 後

現 行

4 その他

4 その他

| | | | |
|------------------------|--|--|--|
| 取組事項 安心・安全情報システムの構築 | 取組内容 災害や犯罪に強い、安心で安全なままちづくりを推進するため、甲及び乙が実施している災害や暮らしの安心・安全に関するメール配信サービス「愛情報」について、相互に連携して安定的な運営を図る。 | 甲の役割 甲及び乙が実施している災害や暮らしの安心・安全に関するメール配信サービス「愛情報」について、乙と連携して安定的な運営を図る。 | 乙の役割 甲及び乙が実施している災害や暮らしの安心・安全に関するメール配信サービス「愛情報」について、甲の区域内における災害や暮らしの安心・安全に関する情報を甲と連携して安定的な運営を図る。 |
|------------------------|--|--|--|

| | | | |
|------------------------|--|--|--|
| 取組事項 安心・安全情報システムの運用 | 取組内容 災害や犯罪に強い、安心で安全なままちづくりを推進するため、甲及び乙が実施している災害や暮らしの安心・安全に関するメール配信サービス「愛情報」について、相互に連携して安定的な運営を図る。 | 甲の役割 甲及び乙が実施している災害や暮らしの安心・安全に関するメール配信サービス「愛情報」について、甲の区域内における災害や暮らしの安心・安全に関する情報を甲と連携して安定的な運営を図る。 | 乙の役割 甲及び乙が実施している災害や暮らしの安心・安全に関するメール配信サービス「愛情報」について、乙の区域内における災害や暮らしの安心・安全に関する情報を甲と連携して安定的な運営を図る。 |
| コミュニティ放送を活用した地域情報の発信 | 圏域住民の生活及び圏域内外の交流に資するため、甲の区域内に開局されるコミュニティ放送局を活用し、圏域住民及び来訪者に対し地域情報を発信する。 | 乙と連携し、圏域住民の生活及び圏域内外の交流に資する行政情報をはじめと積極的に発信する。 | 甲と連携し、圏域住民の生活及び圏域内外の交流に資する行政情報をはじめと積極的に発信する。 |

財産の取得の概要

- | | | | |
|---|--------|------------------|----|
| 1 | 取得する財産 | 消防ポンプ自動車 | 1台 |
| 2 | 製品名 | 消防ポンプ自動車 | |
| 3 | 製造元 | 株式会社 モリタ | |
| 4 | 型式 | CD-1型 | |
| 5 | 仕様 | | |
| | 許容総重量 | 7,300kg | |
| | 全長 | 5,200mm | |
| | 全幅 | 1,880mm | |
| | 全高 | 2,400mm | |
| | エンジン型式 | XZU640 | |
| | 定格出力 | 150PS | |
| | ポンプ性能 | 2,660L/min (放水量) | |

6 特徴及び用途

消防用ポンプを内蔵しているため、消火活動にいち早く取りかかることができ、また、非常に高い吐水能力で被害拡大を防ぐことができる。

平成27年度荒尾市一般会計補正予算（第3号）資料

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

| 款 | 事業名 | 事業費 | 左 の 財 源 内 訳 | | | | 一般財源 | 説 明 (積算の基礎等) |
|----------|-------------------------|--------|-------------|-------|-------|--------|---|-----------------|
| | | | 特 定 財 源 | | | 一般財源 | | |
| | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | | | |
| 1 議会費 | 議会事務局人件費（臨時及び非常勤職員雇用） | 556 | | | | 556 | □職員産休・育休代替のための補充 ・非常勤職員報酬 468 ・健康労働保険料 88 | |
| | 1 款計 | 556 | | | | 556 | | |
| 2 総務費 | 庁舎施設改修費 | 4,499 | | 4,000 | | 499 | □庁舎へのエレベーター設置及びトイレ改修設計 ・委託料 4,499 (財源) ・庁舎整備事業債 4,000 | |
| | 固定資産台帳整備事業費 | 7,344 | | | | 7,344 | □市が保有する固定資産の調査及び台帳の整備 ・委託料 7,344 | |
| | 荒尾市民病院建設基本構想等策定事業費 | 5,024 | | | | 5,024 | □新病院建設地の検討に係る経費 ・消耗品費 77 ・委託料 4,947 | |
| | 社会保障・税番号制度対応セキュリティ対策事業費 | 15,136 | | | | 15,136 | □番号制度に対応するためのシステムセキュリティ導入 ・委託料 6,897 ・備品購入費 8,239 | |
| | 個人番号カード交付事業費 | 22,978 | 20,318 | | 135 | 2,525 | □番号制度に対応するための事務費 ・健康労働保険料 169 ・臨時職員賃金 1,082 ・普通旅費 190 ・委託料 63 ・備品購入費 2,272 ・交付金 19,202 (財源) ・手数料 135 ・国庫補助金 20,318 | |
| | 個人番号カード交付事業費(人件費) | 472 | 472 | | | | □番号制度に対応するための事務費 ・時間外手当 472 (財源) ・国庫補助金 472 | |
| | 2 款計 | 55,453 | 20,790 | 4,000 | 135 | 30,528 | | |
| 3 民生費 | 臨時福祉給付金事業費 | 1,382 | 1,382 | | | | □事務に係る人員体制の変更による ・健康労働保険料 217 ・臨時職員賃金 1,165 (財源) ・国庫補助金 1,382 | |
| | 社会福祉法人等低所得者利用者負担軽減事業費 | 375 | | | | 375 | □平成26年度県補助金の精算 ・返還金 375 | |

(単位:千円)

| 款 | 事業名 | 事業費 | 左 の 財 源 内 訳 | | | 一般財源 | 説 明 (積算の基礎等) |
|------------------|----------------------|---------|-------------|-------|-------|---------|---|
| | | | 特 定 財 源 | | | | |
| | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | | |
| | 国民年金事務費 | 270 | 270 | | | | <input type="checkbox"/> 日本年金機構の様式変更に対応するためのシステム改修 ・委託料 270 (財源) ・国庫委託金 270 |
| | 老人保健事業費 | 76 | | | | 76 | <input type="checkbox"/> 老人保健医療費交付金の過年度精算 ・返還金 76 |
| | 特別保育事業費 | △ 4,585 | △ 3,056 | | | △ 1,529 | <input type="checkbox"/> 延長保育促進事業(推進分)の制度変更及び延長保育促進事業(延長保育分)の補助制度の財源変更による ・補助金 △4,585 (財源) ・国庫補助金 8,136 ・県補助金 △11,192 |
| | 万田保育園管理費 | | | | | | <input type="checkbox"/> 雇用形態の変更による組替え ・非常勤職員報酬 363 ・臨時職員賃金 △363 |
| | 家庭児童相談員設置事業費 | 701 | | | | 701 | <input type="checkbox"/> 家庭児童相談件数の増に対する体制強化(現1人を2人へ) ・非常勤職員報酬 641 ・健康労働保険料 6 ・費用弁償 39 ・消耗品費 10 ・負担金 5 |
| | 3 款計 | △ 1,781 | △ 1,404 | | | △ 377 | |
| 4 衛 生 費 | 保健総務費(産休・育休代替職員雇用) | 878 | | | | 878 | <input type="checkbox"/> 職員産休・育休代替のための補充 ・健康労働保険料 135 ・臨時職員賃金 743 |
| | 予防接種費 | 4,234 | | 1,659 | | 2,575 | <input type="checkbox"/> インフルエンザワクチン価格上昇による ・委託料 4,234 (財源) ・実費徴収金 1,659 |
| | 荒尾干潟ラムサール湿地登録記念啓発事業費 | 533 | | | | 533 | <input type="checkbox"/> 荒尾干潟来訪者用の仮設トイレ設置 ・消耗品費 13 ・手数料 16 ・借上料 504 |
| | 松ヶ浦環境センター施設改修費 | 2,000 | | | | 2,000 | <input type="checkbox"/> 本館及び車両棟の屋根補修 ・修繕費 2,000 |
| | 4 款計 | 7,645 | | 1,659 | | 5,986 | |

(単位:千円)

| 款 | 事業名 | 事業費 | 左 の 財 源 内 訳 | | | 一般財源 | 説 明 (積算の基礎等) |
|---------------------------------|--------------------|--------|-------------|-------|-------|--------|--|
| | | | 特 定 財 源 | | | | |
| | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | | |
| 6 農 林 水 産 業 費 | 機構集積支援事業費 | 1,018 | | | | 1,018 | □平成26年度県補助金の精算 ・返還金 1,018 |
| | 農業振興費 | 510 | | | | 510 | □梨における黒星病根絶のための 農薬購入補助 ・補助金 510 |
| | 環境保全型農業直接支援対策費 | 87 | 64 | | | 23 | □環境に配慮した農業の取組面積 の増による ・補助金 87 (財源) ・県補助金 64 |
| | くまもと稼げる園芸産地育成対策事業費 | 141 | 141 | | | | □くまもと稼げる園芸産地育成対策事業を活用した農業用機械導入 に対する補助 ・補助金 141 (財源) ・県補助金 141 |
| | くまもと地産地消活動支援等事業費 | 301 | 301 | | | | □小中学校での食育活動及びご当地 グルメのPR活動費 ・講師謝金 12 ・消耗品費 108 ・印刷製本費 146 ・委託料 35 (財源) ・県補助金 301 |
| | 地域経済循環創造事業費 | 38,900 | 38,900 | | | | □オーリーブ加工施設整備への補助 ・補助金 38,900 (財源) ・国庫補助金 38,900 |
| | 耕地費 | 2,147 | | | | 2,147 | □生産施設助成金申請増への対応 ・補助金 2,147 |
| | 県営土地改良総合整備事業費 | △ 47 | 138 | | | △ 185 | □県依頼による換地業務経費及び 雇用形態の変更による組替え ・非常勤職員報酬 667 ・健康労働保険料 1 ・臨時職員賃金 △715 (財源) ・県委託金 138 |
| 6 款計 | 43,057 | 39,544 | | | | 3,513 | |
| 7 商 工 費 | いきいき産業立地促進助成事業費 | 37,188 | | | | 37,188 | □荒尾市いきいき産業立地促進条 例による工場等用地取得への補助 ・補助金 37,188 |
| | 7 款計 | 37,188 | | | | 37,188 | |

(単位:千円)

| 款 | 事業名 | 事業費 | 左 の 財 源 内 訳 | | | 一般財源 | 説 明 (積算の基礎等) |
|-------------------|--------------------------|------------|-------------|---------|-----------|------------|--|
| | | | 特 定 財 源 | | | | |
| | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | | |
| 8 土 木 費 | 土地区画整理事業費 | 29,400 | | | | 29,400 | □競馬場跡地の土地区画整理に係る設計及び計画策定 ・委託料 29,400 |
| | 土地区画整理事業事務費 | 611 | | | | 611 | □土地区画整理に伴う地権者への説明のための経費 ・普通旅費 542 ・道路通行料 69 |
| | 8款計 | 30,011 | | | | 30,011 | |
| 10 教 育 費 | 校舎等解体事業費(小学校) | 70,758 | | | | 70,758 | □旧二小校舎及びプール解体 ・委託料 1,200 ・工事請負費 69,558 |
| | 三池炭鉱(旧万田坑)の世界文化遺産登録推進事業費 | 5,000 | 5,000 | | | | □地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用したインフォメーションガイドアプリの作成 ・負担金(財源) 5,000 ・地域住民生活等緊急支援のための交付金 5,000 |
| | 万田坑世界遺産登録に伴う集客増対応事業費 | 19,980 | 19,980 | | | | □地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用した万田坑ステーション展示リニューアル ・委託料(財源) 19,980 ・地域住民生活等緊急支援のための交付金 19,980 |
| | 文化財普及啓発事業費 | 404 | | | 404 | | □ふるさと応援寄附金を活用したあらか歴史マップの改訂版発行 ・委託料(財源) 404 ・ふるさと応援基金繰入金 404 |
| | 宮崎兄弟の生家施設整備等事業費 | 10 | | | 10 | | □寄附金による消耗品の購入 ・消耗品費(財源) 10 ・寄附金 10 |
| | 10款計 | 96,152 | 24,980 | | 414 | 70,758 | |
| | 補正額 | 268,281 | 83,910 | 4,000 | 2,208 | 178,163 | 一般財源 ・繰越金 178,163 |
| | 補正前の額 | 20,848,290 | 6,195,092 | 794,700 | 1,150,960 | 12,707,538 | |
| | 合計 | 21,116,571 | 6,279,002 | 798,700 | 1,153,168 | 12,885,701 | |

平成27年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）資料

【歳入】

(単位：千円)

| 区 分 | | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | 補正の理由 |
|----------------|----------|-----------|--------|-----------|------------|
| 5款 前期高齢者交付金 | 前期高齢者交付金 | 2,405,002 | △ 475 | 2,404,527 | 交付金決定に伴う減額 |
| 11款 諸収入 | 雑入 | 362,190 | 33,723 | 395,913 | |
| | その他 | 9,200 | 0 | 9,200 | |
| | 計 | 371,390 | 33,723 | 405,113 | |
| その他 | | 6,710,084 | 0 | 6,710,084 | |
| 歳入合計 | | 9,486,476 | 33,248 | 9,519,724 | |

【歳出】

(単位：千円)

| 区 分 | | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | 補正の理由 |
|-----------------|----------|-----------|----------|-----------|-------------------------------|
| 3款 後期高齢者支援金等 | 後期高齢者支援金 | 792,489 | 1,294 | 793,783 | 支援金決定に伴う増額 |
| | その他 | 54 | 0 | 54 | |
| | 計 | 792,543 | 1,294 | 793,837 | |
| 4款 前期高齢者納付金等 | 前期高齢者納付金 | 360 | 121 | 481 | 納付金決定に伴う増額 |
| | その他 | 55 | 0 | 55 | |
| | 計 | 415 | 121 | 536 | |
| 6款 介護納付金 | 介護納付金 | 308,045 | △ 715 | 307,330 | 納付金決定に伴う減額 |
| 11款 諸支出金 | 償還金 | 1 | 48,963 | 48,964 | 精算に伴う平成26年度国保療養給付費等負担金ほか3件返還金 |
| | その他 | 2,340 | 0 | 2,340 | |
| | 計 | 2,341 | 48,963 | 51,304 | |
| 13款 前年度繰上充用金 | 前年度繰上充用金 | 191,187 | △ 16,415 | 174,772 | 前年度繰上充用金決定に伴う減額 |
| その他 | | 8,191,945 | 0 | 8,191,945 | |
| 歳出合計 | | 9,486,476 | 33,248 | 9,519,724 | |

平成27年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第2号）資料

＜ 保険事業勘定 ＞

【歳入】

(単位：千円)

| 区 分 | | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | 補正の理由 |
|------------|-----|-----------|---------|-----------|-----------|
| 10款 繰越金 | 繰越金 | 159 | 127,367 | 127,526 | 平成26年度繰越金 |
| その他 | | 6,007,516 | 0 | 6,007,516 | |
| 歳入合計 | | 6,007,675 | 127,367 | 6,135,042 | |

【歳出】

(単位：千円)

| 区 分 | | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | 補正の理由 |
|------------|------------|-----------|---------|-----------|--------------------------------|
| 8款 諸支出金 | 償還金及び還付加算金 | 2,501 | 127,367 | 129,868 | 国・県負担金、支払基金交付金等の平成26年度精算による返還金 |
| その他 | | 6,005,174 | 0 | 6,005,174 | |
| 歳出合計 | | 6,007,675 | 127,367 | 6,135,042 | |

1号補正後の介護保険特別会計予算は6,041,797千円で、その内訳は、保険事業勘定6,007,675千円、介護サービス事業勘定34,122千円となります。

今回の2号補正により、保険事業勘定を127,367千円増額しますので、2号補正後介護保険特別会計予算は6,169,164千円となります。

平成27年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）資料

【歳入】

(単位：千円)

| 区 分 | | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | 補正の理由 |
|-----------|-----|---------|--------|---------|-------------|
| 5款 繰越金 | 繰越金 | 1 | 11,940 | 11,941 | 平成26年度決算剰余金 |
| その他 | | 738,360 | 0 | 738,360 | |
| 歳入合計 | | 738,361 | 11,940 | 750,301 | |

【歳出】

(単位：千円)

| 区 分 | | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | 補正の理由 |
|----------------------|--------------------|---------|--------|---------|----------------------|
| 2款 後期高齢者医療広域連合納付金 | 後期高齢者医療 広域連合納付金 | 679,717 | 11,940 | 691,657 | 平成26年度被保険者保険 料繰越金 |
| その他 | | 58,644 | 0 | 58,644 | |
| 歳出合計 | | 738,361 | 11,940 | 750,301 | |